

推奨品募集

飯島町観光協会では、飯島町内で製造もしくは販売、開発している団体等の商品を、町の推奨品として認定し、販売することで地場産業の活性化と飯島町ブランドの創出を目的に本事業を実施します。

さらに、認定された商品の中から観光協会として特にPRしていきたい商品を3つ以内で選定させていただき、特別なパッケージをデザインさせていただくなどし、推奨品としてブランディングし、より強力に町の推奨品として販売できるよう支援します。

推奨品の主な支援内容！

- 当協会が作成するパンフレット等による認知向上、販路拡大を支援
- 地元事業所や道の駅等でのブース販売を支援
- 当協会と共に町の推奨品としてブランド化を支援
- その他、当協会関連事業にて紹介や参加を支援

観光協会と一緒に
商品をPR！

応募資格

- ① 町の推奨品として本気で当協会と共創してブランディングする意思のある方
- ② 当協会員、又は当協会員と商品開発を行った団体等であり、商品を製造販売している方

応募方法

⇒ 裏面の「制度の概要、申請上の注意事項」をご確認の上、別紙「申請書」、「誓約書」を下記の〆切までに当協会事務局までご提出ください。

応募〆切

〆切：令和5年9月29日（金）



飯島町観光協会

（事務局：飯島町地域創造課内）

〒399-3797 飯島町飯島 2537 番地 TEL：86-3111 FAX：86-2051

Email：chisou@town.ijijima.lg.jp

審査員



エリアプロデューサー
菅野 美奈



飯島町商工会長



IIJIMA

観光協会理事

【制度の概要、申請上の注意事項】

- 申請は1事業者何点でも応募可能です。
- 当協会が実施する審査会において審査の後に、推奨品として認定します。
- 推奨品としての認定機関は、認定された月から2年間です。
- 推奨品の販売にあたっては、各事業所それぞれの方法でPRしていただきます。
- 当協会では、WEBサイト、パンフレット等様々な媒体でPRいたします。
- 申請頂いた中から特にPRしていきたいものを選定し、ブランディングさせていただきます。
- 推奨品の認定には、次の項目に多く合致している必要があります。

- ① 伝統産業、地場産業とされているもの
- ② 飯島の産物を主な材料としたもの
- ③ 各種団体等で新たに研究し、創作したもの
- ④ 飯島町内の事業所等で協力して販売しようとしているもの
- ⑤ 飯島町の特産品として独自に企画し製造又は販売するもの
- ⑥ 飯島町のイメージを強く表したもの
- ⑦ 本事業内容を十分に理解している
- ⑧ 自身のメディアで発信する意思がある
- ⑨ ブランディングにあたり担当者が設置されるか
- ⑩ 継続した商品展開が可能
- ⑪ 町内の集客地等での販売が可能
- ⑫ 町内のイベント等での販売が可能
- ⑬ 栄養成分表示がきちんとされている
- ⑭ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所が表示されている
- ⑮ 製造所又は加工所の住所及び製造者又は加工者の氏名又は名称が表示されている

※必ずしも全ての項目に該当している必要はありません。



IIJIMA BRAND SELECTION